

役員の旅費交通費及び報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 彰義重政会（以下「法人」という。）役員報酬及び旅費支給に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規定で役員とは、法人の理事、評議員及び監事、外部委員をいう。

(理事会及び評議員会等への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席した時、及び評議員が評議員会に出席、評議員選任・解任委員会に出席した時は、別表1により報酬として3,000円を支払うことができる。

(旅費の内容)

第4条 旅費とは、交通費、宿泊費をいう。

(理事及び評議員、外部委員の報酬)

第5条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する障害福祉サービスの事業（以下「事業という」）の運営のために業務に当たった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、また評議員が評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。

3 報酬の月における最高の額は120,000円までとする。

(報酬及び旅費支給の範囲)

第6条 役員に対する報酬及び旅費の支給要件は次のとおりとする。

(1) 理事会及び評議員会、会計監査業務、評議員選任・解任委員会のための報酬

3,000円

(2) 理事長から要請された研修会等の参加旅費（交通費：実費）

(3) その他法人の業務で理事長が認めたもの

(監事の報酬)

第7条 監事が法人及び事業の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。

(手 続)

第 8 条 出張にあたって、あらかじめ別紙「出張伺書」により手続を行い、理事長の承認を受けなければならない。

(交通費)

第 9 条 理事長の要請を受け、公共交通機関を利用して出張した場合には、自宅より目的地までの交通機関の運賃実費を支給する。

2 出張に際し自家用車を利用した場合は、自宅より目的地までの最短往復距離に対し、ガソリン代を支給する。

ガソリン代 1 キロメートル当たり 24 円

(宿泊費)

第 10 条 片道 100 キロメートル以上で宿泊を要する出張を行った場合は、交通費の実費及び宿泊費を支給する。

宿 泊 費 一 泊 9,000 円

(旅費の精算)

第 11 条 出張旅費は、出張終了後すみやかに「出張精算書」により支給する。

(適用除外)

第 12 条 事業の職員を兼務する役員及び評議員は、この規定は適用しない。

(改正)

第 13 条 この規定を改正する必要がある場合には、理事会、評議員会の議決を経なければならない。

(付 則)

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係 第 6 条の (1) 関係)

事 由	報 酬
理事会出席	3,000 円
評議員会出席	3,000 円
評議員選任・解任委員会出席	3,000 円

別表 2 (第 5 条及び第 6 条の (2) (3) 関係、第 7 条及び第 8 条関係、第 9 条の 2 関係)

名 称	報 酬	旅費交通費
理事長業務報酬	2,000 円/1 時間	実 費
理事、評議員、監事業務報酬	2,000 円/1 時間	実 費

- 1 この規定は平成29年4月 1日から施行する。
平成29年6月18日 改定